

平成25年12月27日

長岡京市長
小田 豊 様

日本共産党長岡京市議会議員団
団長 浜野 利夫

2014年度（平成26年度）予算要求書

大企業は優遇し、国民生活は切り捨てる安倍自公政権の暴走のもとで、市民生活を守り、市民が希望の持てる予算編成を求めて「2014年度（平成26年度）予算要求書」を提出いたします。

市長におかれましては、その実現に最大の努力をされますようお願い申し上げます。

目 次

I. 2014年度緊急・重点要求項目

II. 分野別要求項目

- | | |
|---------------------|---------------------------|
| 1. 公正で民主的な市民本位の行政運営 | ハ. 介護保険・高齢者対策 |
| 2. 生活の安全対策 | ニ. 障がい者（児）対策 |
| イ. 道路整備と改修 | ホ. 介護保険・高齢者対策と障がい者対策の共通項目 |
| ロ. 側溝・水路改修 | 5. 教育・文化・スポーツ対策 |
| ハ. 防犯灯・街灯の設置と整備 | イ. 学校教育 |
| ニ. 市民の足確保と交通安全対策 | ロ. 社会教育・文化振興 |
| ホ. 信号機の設置・改善 | ハ. スポーツ |
| 3. 環境保全、生活環境整備 | 6. 産業・観光・労働対策 |
| 4. 医療・保健衛生・福祉対策 | 7. 生活防衛対策 |
| イ. 一般医療・衛生対策 | 8. 防災・震災対策、消防強化 |
| ロ. 乳幼児・児童対策 | |

I. 2014年度緊急・重点要求項目

1. 全中学校で全員喫食の完全給食を実施すること。学校、保育所の給食用食材には放射性物質が検出されたものは扱わないように徹底すること。
2. 消費税増税を公共料金へ上乗せしないこと。
3. 阪急バスの路線変更・ダイヤ変更にともない出されている市民の意見を集約し、利用促進のため阪急バスに増便やダイヤの改正を申し入れること。
4. はっぴいバスは、1コイン運賃、運行回数増、土・日・祝日運行、運行路線増による時間短縮などいっそうの充実をすること。東部・南部の路線新設、奥海印寺鈴谷への運行復活をはかること。
5. 京都第二外環状道路とそれに付随する道路の安全対策、環境保全策を講じること。特に防犯灯未設置の側道には早急に設置すること。騒音や大気調査を定期的に行い、測定箇所を増やすこと。
6. 阪急西山天王山駅周辺のまちづくりについては、広く市民の声を聞き、住民合意で進めること。
7. 立命館中高の開校までに、生徒の通学の安全対策・近隣対策を住民合意で確立すること。開校後に起こってくる課題について、地域住民と学校側が定期的に話しあえる場を確立すること。
8. 原発からの即時撤退を国、電力会社に求めること。放射能被害に備え、避難対策の確立、ヨウ素剤の確保など、迅速な対応のため、地域防災計画を充実すること。
9. 失業者、低所得者、零細業者、高齢者、障がい者、母子・父子家庭などに対し、各種減免や負担軽減策など必要な生活支援を具体化すること。
10. 生活保護の相談および申請については、正規職員によって対応すること。相談の段階で生活指導は行わず、申請は必ず受理すること。
11. 企業に地元雇用や障がい者雇用の促進を要請すること。失業者への公的就労対策を講じること。
12. 市内中小企業の実態を把握し、経営について親身に相談に乗るとともに、公的融資の増額、保証料・利子の全額補助、据置き期間の延長を行うこと。
13. 地域経済の活性化のため、住宅リフォーム助成制度を創設すること。耐震改修工事への補助の充実、条件の緩和とともに、融資制度も拡充すること。
14. 公契約条例を制定し、市が契約行為を行う際には、その業務で働く労働者の雇用条件の保障に市が役割を果たすこと。
15. 府営水道の基本水量減量で水道料金を引き下げること。
16. 地下水位を全市域で調査すること。地下水保全に対する市の責任を明確にし、市民・事業者と市の共同による具体的目標をもった地下水保全策、汚染防止策を策定すること。
17. 下水道料金の値上げは行わず、国の補助金の増額を強く求め、引き続き一般会計からの繰り入れを行うこと。
18. 国民健康保険会計への一般会計からの繰り入れを増額し、保険料負担を軽減すること。併せて、保険料・一部負担金の減免制度の拡充、任意給付の拡大（育児手当・休業補償等）を行うこと。国民健康保険の一元化を行わないよう国に求めること。
19. 国民健康保険証・後期高齢者医療保険証は、資格証明書や、1ヶ月や3ヶ月の短期証の発行は行わないこと。短期証は窓口に留め置かず、必ず本人の手元に届けるこ

- と。
20. 介護保険料の引き下げ・利用料の軽減拡充を行うとともに、在宅・施設それぞれの十分な公的介護保障を行うこと。
 21. 国連「障害者権利条約」にそって、障がい者の応益負担の撤回を国に求めるとともに、障がい福祉サービスの利用料ゼロをめざすこと。
 22. 済生会病院の医師・看護師不足への対策を国・府と共同で取り組むとともに、地域の中核医療機関としての役割を果たせるよう、必要な支援を行うこと。
 23. 子どもの医療費を、通院も小学校卒業まで無料化するとともに、国・府にも制度創設・拡充を求めること。
 24. 子育て新制度のもとでも原稿の保育の質・保育時間を保障すること。保育は有資格者により行うこと。保育所を増設し、待機児をなくすこと。
 25. 少人数学級をすべての学校・学年に広げ、国・府にも実施を求めること。
 26. 保育所はじめ公的施設の耐震化計画を早期に確立すること。
 27. 豪雨による冠水・浸水被害の対策を早期に具体化すること。
 28. 京都第二外環状道路に関連する工事での周辺家屋の損害については、住民の声を真摯に受け止め、家屋調査と補償を行うこと。
 29. にそと防災基地、西代公園については、地域住民の意見を反映した安全対策の強化と管理体制を確立されること。
 30. 阪急長岡天神駅周辺整備のあり方は、住民合意で決定すること。駅前広場の設置、南踏切の安全対策の早期実施と、バリアフリー化の計画的実現をすること。
 31. 「京都地方税機構」からは脱退し、市として責任ある課税収納業務を行なうこと。
 32. 市営駐車場は、公共施設利用者および障がい者は無料にすること。
 33. アスベスト被害者の救済対策強化を国に求めること。

II. 分野別要求項目

1. 公正で民主的な市民本位の行政運営

1. 日本国憲法を守るよう国に強く求めるとともに、憲法を生かした市政運営を行うこと。
2. 「核兵器廃絶都市宣言」の制定を行い、市民とともに積極的に核兵器廃絶に取り組むこと。
3. 不適切な公金支出や契約行政について、全庁的に不断に見直す体制を作ること。
4. 行財政改革は、市民生活や職員への負担押しつけではなく、不透明な委託事業や、不要な補助金の見直し等を通じて行うこと。
5. 職員の採用・昇任試験・人事については、公正に行うこと。公正さの確保できない人事評価制度は廃止すること。非正規職員の雇用は、採用基準や労働条件を明確にし、公正・透明に行うこと。
6. 市職員のサービス残業や長時間残業を根絶し、十分な市民サービスに必要な人員を計画的に増員すること。
7. 男女共同参画計画の各課別目標の達成できる体制をとること。
8. 「山城人権ネットワーク推進協議会」および「人権政策確立要求京都府実行委員

会」「同山城地区実行委員会」「同長岡京市実行委員会」からすみやかに脱退すること。

9. エセ同和団体、右翼、暴力団などの行政介入を許さず、不当な要求に対し毅然と対処すること。
10. 住民基本台帳など行政の保有する個人情報の漏えい防止を徹底すること。
11. 地域集会所のない自治会、地域に対して、市有地の貸与、民間用地借り上げなどと併せて、建設費の補助金を増額すること。
12. 下水道の事業所への免除要綱を廃止し、事業所の使用水量に見合う下水道料金徴収を行うこと。
13. 市長及び三役の退職金について、報酬審議会に諮問し、見直しを行うこと。
14. 指定管理者や事業実施主体を公募する際の全庁的なルールを定め、公平性を担保すること。オープンラウンジ、神足ふれあい町家、きりしま苑など、民間企業の参入にふさわしくない施設については、指定管理者の公募を行わないこと。

2. 生活の安全対策

イ. 道路整備と改修

1. 傷んできている市道・私道の舗装改修を年次計画で行うこと。
2. 歩行者や車いす、ベビーカーが安全に通行できる歩道整備と自転車道の配置を促進すること。
3. 府道大山崎大枝線の西陣町～光明寺前交差点の歩道拡幅及び市道3287号線（光明寺交差点以北）への歩道の設置と雨水排水の整備を行うこと。
4. 府道長岡京停車場線の犬川以西、天神石段下までのバリアフリー化を促進すること。
5. 小畑川沿い通学路の拡幅整備・歩車道分離等の安全対策を急ぐこと。古市橋周辺左岸、大門橋周辺右岸、久貝3丁目の拡幅や、神足橋～しろねこ食堂の歩道整備をされたい。
6. 八条ヶ池交差点の東北角の歩道に隅切りをするなど安全対策を講じること。
7. 一文橋1丁目のグリーンフォート前に横断歩道を設置すること。
8. セブン通りに駐停車する送迎車の解消対策を講じること。
9. 奥海印寺西垣外から竹ノ下への急こうばい道路に歩道を含め滑り止め対策を講じること。
10. 下海印寺川向イから友岡川原に向かう道路の改修を行うこと。
11. ルノーブル～天神ハイツ18棟までの歩道の整備を行うこと。
12. 調子八角～友岡交差点の歩道を整備すること。あわせて、交通安全の注意喚起をする看板等の設置を行うこと。
13. 乙訓橋西詰の阪急ガード下の歩道高低差の解消をすること。
14. JR長岡京駅から東に延びる道路および古市橋の歩道の拡幅を行うこと。
15. 府道伏見柳谷高槻線の西陣町交差点から文化センター前交差点までの道路北側に歩道の設置とバス停の安全確保をすること。
16. 万代スーパー前の歩道拡張と段差の解消を行うこと。

ロ. 側溝・水路改修

1. 市民負担なしでの私道の側溝改修を年次計画で行うこと。
2. 下水道設置と併せた道路・側溝改修の未整備地域の道路整備及び側溝改修を促進すること。
3. 国道171号線名神高速道路下の水つき解消をすること。
4. 市道5043号線沿いの橋本川水つき解消をすること（京都市域、五間堀川までの改修を）。
5. 改修ができていない農業用水路のしゅんせつを市の責任で定期的に行うとともに、住宅地の水路については住民の安全確保を図ること。
6. 三菱製紙西側の市道4015号線に側溝蓋の設置をすること。
7. 新幹線側道の市道側溝の新設整備を行うこと。
8. 高台1丁目地域の側溝改修を行うこと。
9. 長中北側の市道3126号線村田製作所社宅前に側溝蓋を設置すること。
10. グレーチングのスリップ対策を計画的に推進すること。特にアゼリア通りの自転車指導帯上は早急に行うこと。
11. 開田4丁目、グループホーム長岡京東側周辺の水つきを解消すること。
12. 川原公園前の歩道の排水改善を行うこと。

ハ. 防犯灯・街灯の設置と整備

1. 外環道路北行き方面東側の街灯の増設。
2. 小畑川沿いの長三中、長八小、長九小の通学路に防犯灯の増設。
3. 今里橋以北の小畑川左岸市道3023号線、3068号線沿いに防犯灯の増設。
4. 府道伏見柳谷高槻線（馬場交差点から三菱電機の間）の街灯の設置。
5. 神足橋～大門橋の小畑川右岸への防犯灯の設置。

二. 市民の足確保と交通安全対策

1. 阪急バスに低床バスの増車と乗車時車高が下がるニーリング装置のついたバスの導入を求めること。バス停留所に屋根及びベンチの設置を早期に進め、JR長岡京駅前については、風防・待合室等を設置すること。
2. 公共交通空白地域である浄土谷・柳谷地域の住民の足の確保対策を確立すること。
3. JR長岡京駅西駐輪場は市直営にし、他の市営駐輪場と併せて使用料金を引き下げ、特に通学生の負担軽減を行うこと。民間駐輪場に対しても補助や助成制度をつくり、放置自転車ゼロに向けた対策を行うこと。
4. 小畑川の滝ノ町一西の京間に人道橋を設置すること。馬場橋に歩車道分離のため人道橋を設置し、交差点の安全対策をすること。
5. 阪急長岡天神駅南踏切の安全対策のため、東行きでの右折について、時間制限で右折禁止など規制を検討すること。
6. 緑が丘住宅入口（ながおかスタジオ前）の交差点の安全対策を講じること。
7. 西友とリバティの間の交差点およびルノーブル角の交差点の安全対策を講じること。
8. 長法寺小学校前の交差点の安全対策を講じること。

9. 府道伏見柳谷高槻線（三菱通り）の、JR線路脇道路との交差点の安全対策を講じること。
10. 府道西京高槻線のイガヤ酒店前交差点の安全確保と歩道の設置。
11. 市営駐車場入り口前の道路と西国街道との交差点について信号設置など安全対策を講じること。
12. 落合橋歩道の拡幅とともに、落合橋西詰交差点の安全対策。
13. JR野神ガード周辺の安全対策・歩車道分離を急ぐこと。
14. 府道大山崎大枝線の友岡ガード下周辺の安全対策を講じるとともに、長岡病院～かつらぎガスセンター間に歩道を設置すること。
15. 馬場1丁目交差点の東西行きの線形を滑らかにするなど、車両の錯綜防止と歩行者・自転車の安全対策を講じること。
16. JR西口ロータリーの送迎車の安全対策、北側接続道路入り口の安全対策を講じること。
17. JR東西自転車駐輪場については、通勤時に整理員を置くなど、付近で自転車と歩行者が錯綜しない対策を講じること。
18. JR調子老ヶ辻の踏切の安全対策を講じること。
19. 府道西京高槻線の友岡3号公園前付近に横断歩道を設置すること。
20. 私道においても、公道と同等になっているところでは、カーブミラー等の安全対策を市の責任で推進すること。

ホ. 信号機の設置・改善

1. 府道西京高槻線と市道4076号線の交差点（内方表具店前）に設置。
2. 市道0105号線と1022号線の交差点（太鼓山通りと奥海印寺通り）に設置。
3. 府道大山崎大枝線の梅ヶ丘住宅入り口のT字路および御陵道入り口のT字路については、依然として交通事故が多発しており、信号機の設置場所を改善するなど、安全対策を緊急に講じること。
4. 文化センター通りの西友北側に通じる三叉路に設置。
5. 府道伏見柳谷高槻線のくぼた医院前の横断歩道に設置。

3. 環境保全、生活環境整備

1. 市温暖化防止計画は、CO₂排出量の大部分を占める市内企業とともに取り組む目標を明確にして、真に本市のCO₂排出量削減に責任を果たすこと。
2. 自然保護、地下水涵養、水質保全、防災の観点から、西山一帯の開発については厳しく規制し、非生産の竹林（放置竹林）整備をさらに推進すること。
3. 開発指導にあたっては「まちづくり条例」に基づく住環境保全と、市民の立場に立った積極的な業者指導を行うこと。京都府に対し、都市計画法施行令に基づき開発許可基準面積を300㎡とし、連続する用地の開発は一体として判断するよう要求すること。
4. 住宅に使用されているアスベストの調査・除去への助成制度を創設すること。
5. ゴミ有料化は行わず、分別・リサイクルの推進により、ゴミ減量をさらに進めること。プラが風で飛ぶのを防ぐため、ケースに蓋を設けるなど改善すること。

6. 第5週目と祝日の分別収集を完全実施すること。
7. 大型ゴミの無料収集を復活し、乙環と連携して衣料や家具などの定期的なフリーマーケットを開催しリサイクルを推進すること。
8. 西山などの不法投棄防止の啓発と対策強化をすること。小泉川・小畑川への不法投棄防止の啓発とパトロール、定期清掃を府と連携して行うこと。
9. 光風台地域・鈴谷地域や、長五・長八小学校区など住宅急増地域、高齢化の進んでいる地域での郵便ポストの設置を働きかけること。
10. スズメバチ駆除のための予算を復活すること。
11. 下水道管の未接続世帯への融資について、融資額の増額、所得制限の緩和を行うこと。「いきいき住まい助成」制度との併用ができるように改善すること。
12. プールがわりに広く利用されている「じゃぶじゃぶ池」は、水質や駐車場対策など安全確保のための体制を市の責任で行うこと。
13. 市内各公園に水道、時計、公衆便所などの設置を計画的に進めるため、面積等に応じた設置の基準を設けること。
14. 市内各公園の遊具の点検・草刈り・樹木の剪定を定期的実施すること。
15. 久貝・開田・滝ノ町二丁目・天神三丁目地域に児童公園を設置すること。
16. 公園の設置の際には、利用する子どもや保護者を初め、市民の意見を十分にふまえて設計を行うこと。一般にあまり利用されていない「子どもの森」についても、市民の意見で整備し直すこと。
17. 障がい者・高齢者・病人など社会的弱者にやさしいまちづくりの立場から、幹線道路・商店街・公園・緑地など各所にベンチの設置をすること。

4. 医療・保健衛生・福祉対策

イ. 医療・衛生対策

1. 後期高齢者医療制度の即時廃止を国に求めること。
2. 高齢者のインフルエンザ接種の補助については、対象者全員にクーポンを送付するなど手続きを簡素化すること。
3. 65歳以上の肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を行うこと。
4. インフルエンザ・おたふくかぜ・B型肝炎予防のワクチン接種費用への公費負担を進めること。ポリオ不活化ワクチンの国庫負担を国に求めること。
5. 小児科の夜間医療体制を、地域医療機関とも連携し確立すること。
6. 特定健診については、健康増進の観点から、個人通知の復活と本人負担の無料化を行うこと。乳がん・子宮がん検診は毎年に戻すこと。
7. 済生会病院の緩和ケア体制の充実を図ること。

ロ. 乳幼児、児童対策

1. 幼稚園の保護者負担軽減の助成、幼稚園運営振興助成を拡充すること。
2. 児童虐待を防止するため、公的支援体制を充実すること。妊娠時期からの保護者の悩み、孤立感を取り除く取り組みを引き続き行政として積極的に行うこと。そのために必要な保健師、保育士、相談員など人的配置を行うこと。

3. ポニーの学校の職員体制や施設を拡充し、希望する親子が必要な時間利用できるようにすること。
4. 公立保育所の保育内容は、職員・保護者の自主性、創意工夫を尊重すること。
5. 子どもの育ちに一貫して責任を果たすためにも、正規保育士の増員をすること。クラス担任、障がい児加配の保育士は正規職員とすること。
6. 保育所のトイレ・水まわりの改修を計画的に実施すること。
7. 保育所で障がい児もゼロ歳児から受け入れること。
8. 「保育基準」も生かして民間保育所の保育環境の改善をすること。
9. 無認可保育所に対する助成を抜本的に改善し、公立や法人施設との格差を解消すること。障がい児受け入れ措置に対する助成を改善すること。運営補助金（簡易保育事業補助金）の復活を府に求めること。
10. 認可保育所を目指す取り組みには、積極的に用地確保や補助金交付をはかること。
11. 長中校区・長二中校区で、地域子育て支援センターとは別に、「つどいの広場」事業を実施すること。
12. 子育て支援の総合センター的機能を果たす拠点を作り、子育て支援団体などの活動を支援し促進できるようにすること。子育てサークルが気軽に集まれる活動場所を確保するとともに、公共施設等を利用する場合には助成を行うこと。

ハ. 介護保険・高齢者対策

1. 介護の必要な人すべてが、施設・在宅を自由に選択できるよう整備を進めること。
2. 国が示している滞納・未納へのペナルティを行わないこと。
3. 介護計画の作成は、被保険者の要望にそった自立支援計画を徹底されること。
4. 介護を受ける高齢者の人権・プライバシーを守る体制を確立すること。
5. 民間業者の参入によって、事業者がサービス受給者を選んだり、現在の福祉サービスの低下や負担増にならないように指導と基準設定をすること。
6. 地域密着型サービスについては、事業所との定期的な連絡調整を行い、負担軽減、利用しやすい体制整備を行うこと。
7. 地域包括支援センターの体制強化と増設を行うこと。
8. 介護サービスの住宅改修は、「いきいき住まい改造助成」とあわせて受領委任払いを実施すること。
9. オムツ券補助の増額と施設入所者にも拡充すること、併せて利用にあたっては業者を制限しないこと。
10. 一人暮らしの高齢者に対する「緊急通報システム」の申請の簡素化と設置を無料化すること、あわせてバッテリー交換も無料化にすること。
11. 福祉電話を復活させること。

二. 障がい者（児）対策

1. 障がい者扶養共済制度の掛金への補助を堅持すること。また、府にも同様の要望をすること。
2. 施設入所の障がい者が一時帰宅の際、必要に応じた在宅サービスが受けられるようにすること。
3. 障がい者が希望に応じて、地域で生活できる住居の確保と一般・福祉就労ができ

るよう対応すること。A型事業所を増やすための支援取り組みを行うこと。

4. 障がい者福祉施設の運営補助金を増額し、安定運営を保障するとともに、施設を増設し、希望者がすべて入所・通所できるように改善すること。特に、向日が丘支援学校の卒業生等の進路を保障すること。
5. 乙訓福祉会の移転が課題になっているが、障がい者施設の整備については行政が積極的に支援すること。また、施設の老朽化に対応するための補助を検討すること。
6. すべての障がい者医療費の無料化、通院費の援助制度を確立すること。
7. 障がい者の訪問看護を福祉医療として認め、自己負担を軽減すること。
8. 向日が丘支援学校への学童保育所の設置と同時に、放課後等児童デイサービスの拡充を進めること。
9. 向日が丘支援学校の児童が市内学童保育所に通う際に移動支援サービスを含めニーズにそった公的支援を行うこと。
10. 18歳未満の障がい児のいる家庭がレスパイトサービスを利用できるよう事業所を増やすこと。
11. 愛のタクシーチケット支給対象を精神障がい者・高齢者にも拡充すること。また、一人あたりの支給額を実情にふさわしく引き上げること。
12. 保護者が発達相談機関、医療機関とともに子どもの発達を記録する発達支援ファイルの作成、成人の発達障がいに対する支援など、途切れない発達支援を進めること。
13. 発達障がい・精神障がいのある市民の社会参加や生活のサポートを行うこと。行政窓口対応の際にもわかりやすい言葉で理解できる説明を行うこと。
14. 増大するニーズにふさわしい相談支援事業の体制を保障すること。

ホ. 介護保険・高齢者対策と障がい者（児）対策の共通項目

1. 独居・老老・障がい者世帯等に対して、市として見守り訪問体制を確立すること。
2. 高齢者、障がい者等市民が気軽に集えるふれあいの場をまずは小学校区単位に開設するとともに、空き家の借り上げなど、市民の同趣旨のとりくみに支援をすること。
3. 福祉職員の十分な体制を保障するために、施設運営費補助を増額すること。
4. 本人や家族の冠婚葬祭や病気など、必要なときに入所できる短期入所サービスの増床をすること。
5. 配食サービスを毎日対応し、1日2食以上にすること。家族の状況に応じて柔軟に利用できるようにするとともに、利用者の状態に見合った食事内容とすること。
6. ケアホームやグループホームなど居住施設を増設すること。
7. 理学療法士、作業療法士を増員すること。
8. 40～64歳の市民について、指定された疾病以外でも、障がい者を含めて必要な介護が受けられる措置をとること。

5. 教育・文化・スポーツ対策

イ. 学校教育

1. 教育現場では、子ども・教職員の自主性と意見を尊重し民主的な学校づくりをすすめること。
2. 学校選択制は、地域の教育力を低下させる等、教育的効果にマイナス面が多くあることを直視し、見直しを行うこと。
3. 児童数が急増している長岡第五小学校は教室不足対策を始め、体育館やプールの拡張、図書室の蔵書数の増冊や特別教室等の必要数を確保するなど、教育環境の整備を早急に講じ、教育の機会均等の立場を堅持すること。
4. 教職員の長時間にわたる時間外勤務の解消、健康管理について、労働安全衛生法にもとづく上司の管理責任を果たすとともに、現場の声を反映できる検討委員会を立ち上げ実効ある対策を行うこと。休憩室、更衣室を各学校に確保すること。
5. いじめ・不登校対策や発達支援など、個別の児童・生徒に十分な対応ができる教職員の体制を確保し、担任と学校全体が連携できるようにすること。
6. 学校行事は学校の主体性を尊重し、「日の丸」「君が代」「愛国心」は強制せず、憲法に基づく内心の自由を保障すること。積極的に平和教育を推進すること。
7. 全国いっせい学力テストは参加しないこと。競争と差別・選別を助長する教育ではなく、すべての子どもに必要な基礎学力と発達を保障する教育を行うこと。
8. 義務教育無償の原則から、教材費の予算を増額と給食費の補助制度の実施など父母負担を軽減すること。修学旅行費と野外活動費の全額市費負担を行うこと。
9. 特別支援教育は児童・生徒の障がいに合わせて学級設置、特別支援員の継続配置と充実を行うこと。また、全小中学校に通級指導教室の設置を行うこと。
10. 学校図書室の充実と司書の正規職員化・常駐化をすること。
11. 地区プールの事故防止と充実のため、監視員・補助員など体制を確立すること。
12. 学校給食は直営で行い、地元農作物・国産農産物を最大限使った、米飯中心の安心・安全な給食を実施すること。
13. 通学路の点検を行い、父母の要求する地域への交通指導員の配置など、児童・生徒の安全対策を強めること。
14. 小中学校のトイレ改修を早急に進めること。
15. 学校評価アンケートの教職員と保護者の信頼関係構築の弊害となる項目については実施しないこと。
16. 学校での大災害を想定した実践的な防災教育・訓練をおこなうこと。
17. 学校と保育所の年長児クラスの担任とで実施している、新年度入学生に対する個別の引継ぎ面談を市内認可外保育所や市外保育所、幼稚園とも行うこと。

ロ. 社会教育・文化振興

1. 子ども会指導者育成協議会の活動拠点の確保と青少年の地域活動を支援すること。
2. 公共施設予約システムについては、利用者登録は全施設共通でできるようにし、予約申請で不公正が出ないようにすること。誰もが利用できるよう簡素化をはかること。
3. 文化振興や市民団体の育成の立場から、長岡京記念文化会館の使用料負担を軽減すること。中央公民館や市民ホール・産業文化会館・中央生涯学習センター・多世代交流ふれあいセンターの使用料の引き下げと減免制度の拡充を行うこと。

4. 産業文化会館等、公共施設の机やいすなど傷んでいる備品の更新を進めること。
5. 社会教育活動に必要な施設の不足を解消するため、コミュニティセンター等を計画的に建設すること。
6. 図書館の新書購入等の予算を増額し、市民要望に積極的に取り組むこと。
7. 埋蔵文化財に対する発掘、調査、買い上げ費への国庫補助拡充を要求すること。
8. 学童保育の運営は民間委託を行わず、必ず正規職員を複数配置すること。
9. 学童保育への障がい児受け入れに見合った施設整備と指導員の配置をすること。
10. 学童保育の大規模化・狭隘化の対策を行うこと。特に、神足・長五はスペース拡大やクラブ分割をされたい。
11. 学童保育の開所時間については、向日が丘支援学校の短縮授業や終業式にも合わせて開所し、職員を配置すること。
12. 当面、中学校区単位に児童館の設置を計画的に実施すること。

ハ. スポーツ

1. スポーツ予算を大幅に増額し、施設の増設、利用料の引き下げ、支援体制の確立を行うこと。
2. スポーツセンターを拡充し、陸上競技場・多目的広場・市民温水プールの建設をすすめること。
3. 学校等の夜間照明設備を計画的に増設すること。
4. 長岡公園テニスコートの使用料は、随時予約による支払い以外も、現地でも受領できるようにすること。

6. 産業・観光・労働対策

1. 企業立地促進条例は廃止し、特定企業への単なる金銭供与ではなく、真に地元雇用促進と地域経済活性化ができる制度を構築すること。
2. 「中小企業振興条例」を制定し、「小規模工事・物品契約登録制度」の創設など仕事おこし対策に取り組むこと。
3. パート労働者退職金、福利厚生・共済制度を早期に実現すること。
4. 女性労働者の労働条件の改善を行政指導すること。
5. 学校、病院、保育所などで本市の農産物を使用し、市民や観光客への販売拠点を拡充するなど、地産地消をすすめること。
6. 効果を発揮しているイノシシ・シカ・アライグマ等の鳥獣被害への対策と維持管理対策を強化すること。
7. JR長岡京駅の観光情報センターへの案内看板を目立つものにし、レンタサイクルを増やし、駐輪場を確保すること。
8. 買い物弱者対策としてニーズ調査を行い、商工会、商店街、市内業者との協働で具体化を図ること。
9. 竹チップや間伐材など西山の資源を生かした地産地消のバイオマスエネルギーづくりを市の政策として取り組むこと。

7. 生活支援対策

1. 住民税の減免制度を拡大すること。
2. 申請にもとづく各種の減免制度は、「広報ながおかきょう」ですますのではなく、対象者すべてに実効ある周知徹底を行うこと。
3. 「暮らしの資金」の貸出しを通年化し、限度額を20万円に引き上げること。併せて、返済方法の改善をすること。
4. 府営住宅の早急な建設、「ストック活用計画」に基づく市営住宅の増設をすすめ、母子・父子家庭、老人世帯、障がい者が優先的に入居できる対応とともに施設改良を促進すること。野添住宅の一般公募を早急に実施すること。
5. 青年や高齢者、障がい者等を対象に家賃補助制度を確立すること。
6. 消費者保護の立場から「消費者保護条例」を制定すること。
7. 「0㎡でも4032円」と高い上下水道料金の準備料金を引き下げること。

8. 防災・震災対策・消防強化

1. 本市の地質調査に基づき、活断層周辺での開発のあり方を検討すること。
2. 現存するため池の埋立は行わないこと。
3. 防火水槽・消火栓については、必要な点検と増設をすること。
4. 本市の公共施設の耐震・不燃化構造、エレベーターを再点検し必要な対策を講じること。民間中・高層建築物については、安全性について指導を行うこと。
5. 市民に対し、避難場所・表示板の周知、高齢世帯・障がい者世帯・独居世帯などへの情報・救援方法の周知を徹底するシステムの構築を図ること。
6. 災害時には建設関係団体との連携強化を行うこと、必要な食品・医薬品・衣料などの備蓄を各自治会館にも設置すること。
7. 小畑川の浸水対策として、河床の整備を府に強く要求するとともに、小畑川以東に浸水時も避難できる避難所を設置すること。浸水が想定されている地域の浸水時の避難方法を確立し徹底すること。
8. 「消防力の基準」をふまえた必要な人員の増員をすること。
9. 消防と学校、病院、公共施設、スーパーマーケットなどとのオンラインシステムの確立をはかること。
10. 消火器の薬品詰め替えの補助金制度を復活し、市民の防災対策を支援すること。
11. 住宅への火災報知機設置費用への補助を行うこと。

以 上